

会議録

会 議 の 名 称	平成30年度清須市放置自動車廃物判定審査会
開 催 日 時	平成31年2月15日（金曜日）午後2時から
開 催 場 所	清須市役所北館 3階研修室
議 題	1. あいさつ 会長あいさつ 2. 協議事項 (1) 清須市放置自動車の対応について（資料2） (2) 廃物か否かの判定について（資料3） (3) その他
会 議 資 料	○会議次第 ○構成員名簿 ○審査会配席図 ○清須市放置自動車廃物判定審査会について（資料1） ○清須市放置自動車の対応について（資料2） ○廃物か否かの判定について（資料3） [非公開] ○放置自動車調査票・写真 [非公開] ○清須市廃物判定基準審査表
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	0人
出 席 委 員	葛谷会長、瀬見井職務代理者、松本委員、堀野委員 浅野委員、丹羽委員
欠 席 委 員	なし
出 席 者 ( 市 )	栗本委員、加藤委員
事 務 局	【総務部防災行政課】 平子部長、後藤課長、辻課長補佐、梶木主任、高萩主事
会議の経過	
<p>●事務局（辻）</p> <p>それでは定刻になりましたので、ただいまから「平成30年度清須市放置自動車廃物判定審査会」を開催いたします。私は、本日進行をつとめさせていただきます防災行政課の辻と申します。よろしくお願いたします。委員の皆様方には、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告をさせていただきます。本日の会議は、委員の半数以上の方が出席されております。従いまして、「清須市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例施行規則」第14条第2項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本会議は、「清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱」第3条の規定により、公開会議となっておりますので、よろしくお願をいたします。</p>	

それでは、開催にあたりまして、清須市放置自動車廃物判定審査会会長であります、葛谷副市長からごあいさつ申し上げます。

●葛谷会長  
(あいさつ)

●事務局（辻）

ありがとうございました。

なお、本日ご出席の委員の皆様のご紹介につきましては、机上配布の名簿に代えさせていただきますが、愛知県尾張建設事務所維持管理課長の松本委員と、本市の市民環境部長の栗本委員が、人事異動のため、前任者に代わり新たに委員となりましたので、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

落丁等はございませんでしょうか。

それでは、「清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則」第14条第1項の規定により、ここからの議事進行は葛谷会長にお願いいたします。

●葛谷会長

はい。それでは会議の進行を務めさせていただきます。

ただ今から、議事に入ります。はじめに、協議事項1「清須市放置自動車の対応について」を事務局より説明をお願いいたします。

●事務局（高萩）

(清須市放置自動車の対応について（資料2）の説明)

●葛谷会長

はい、ただいま事務局より説明をいたしました件について、何かご質問ご意見などはございますか。

よろしいでしょうか。ではご意見ご質問はないようですので、(1)「清須市放置自動車の対応について」は以上とさせていただきます。

では次に、(2)「廃物か否かの判定について」にまいります。資料3の調査票、写真等、審査表等を用いて協議を進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。今回は2台の自動車について廃物判定審査を行っていただきたいと思います。

まず、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

●事務局（高萩）

(整理番号1の車両の放置場所、車両の状況、通報から保管に至るまでの経緯等について説明)

●葛谷会長

はい、判定基準点は125点となっております。判定基準は100点以上となっておりますので、こちらの車両を廃物と判定してよろしいでしょうか。

●松本委員

少しよろしいでしょうか、参考までにお聞きしたいのですが、判定の項目の座席1席につ

き、タイヤ1本につきという基準点のつけ方がよく分からないのですが。1席、また1本につき5点というのは、どういう採点方法なのでしょう。

●事務局（高萩）

はい、まず座席についてですが、例えば座席が損失、損傷が酷くて完全に使えない状態のものがありましたら、1席につき5点ずつ加点されるというものになります。今回のボルボは座席に傷がついてはいますが、座ることは出来るということで、0点とさせていただきます。

タイヤについては、パンクしていて使えないもの等があったら、その都度5点ずつ加算されるものになります。

●事務局（後藤）

補足させていただきますと、タイヤの場合、車体から取って別のところに持っていくということもあります。その場合は1本につき5点加点するというので、通常車には4本タイヤがありますので、最大で20点加点となります。

座席のほうも基本的には傷がついていたりしていても使用が可能とした場合であれば、点数は付けませんが、よくあるのは座席そのものが無いとか、ボロボロで座ることもできないような状況であった場合は、1席につき5点ずつ加点させていただくというものになっております。以上です。

●松本委員

わかりました。

●葛谷会長

先程、簡単に100点以上は廃物といいましたが、この件につきまして補足いたしますと、整理番号1 A4の判定基準審査表の案の下の欄の※に記載がございます。「自動車の場合は100点以上を廃物と判定いたします」ということで、今回は判定基準点が125点となっておりますので、廃物と判定してよろしいでしょうか。

(特に異議なし)

はい、ありがとうございます。

それでは異議はないようですので、廃物と判定することに決しました。審査表の案を消していただきたいと思います。それでは次にですね、整理番号の2について、説明をお願いします。

●事務局

(整理番号2の車両の放置場所、車両の状況、通報から保管に至るまでの経緯等について説明)

●葛谷会長

はい、こちらの判定基準点は170点でございます。前のボルボよりかなり点数は高くなっております。写真を見ていただいても、座席等もありません。捨てていったのだなという状態でございます。こちら判定基準で100点以上となっておりますので、廃物と判定してよろしいでしょうか。

●丹羽委員

写真を見た限りですが、BMWではなくローバーだと思のですが。今はBMWですが、この車両の頃は社名が違うかと思えます。

●葛谷会長

なるほど。この年式ですと、ローバーになるということですね。

●事務局（後藤）

わかりました。訂正しておきます。

●葛谷会長

それでは整理番号2につきましても廃物に決するというので、よろしいでしょうか。

（特に異議なし）

ありがとうございます。審査表の案を消していただきたいと思います。

これで2台、全ての車両の審査を終了いたしました。ご協力ありがとうございました。廃物判定は終了とさせていただきます。

続きまして、(3)その他についてですが、本日は西枇杷島警察署交通課長の堀野様にご出席いただいております。管内の放置車両の状況等について、お話をいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

●堀野委員

改めましてこんにちは。ただいま紹介していただきました、西枇杷島警察署交通課長の堀野と申します。清須市役所等関係者の方々には交通安全推進活動をはじめ、警察行政各般にわたり、ご理解とご協力を賜っております。この場をお借りして、お礼を申し上げます。

さて、放置車両や廃物車両は、放置してあるだけではなく、盗品を隠す、火をつけられる等、さまざまな犯罪につながります。また、車両が放置してあることによって、影から子どもがとび出て交通事故にあうという可能性もありますので、放置車両は放置しておくわけにはいきません。私どもも行政と密接に連携をいたしまして、発見、調査、処置等をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。簡単ですが、私からのごあいさつとさせていただきます。以上です。

●葛谷会長

ありがとうございます。

せっかくですので、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

●事務局（後藤）

今年の放置自動車の状況はどうでしょうか。

●堀野委員

今私が把握している車両は、廃物とまでは言えないかもしれませんが、3台ございます。ナンバープレートがついていない車等様々でして、現在調査中でございます。その後車両に動きがなければ廃物に進んでいく可能性もあります。できる限り所有者の方に撤去、移動等促し、また市役所と連携、調整、連絡等をして、進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

●松本委員

参考までに教えていただきたいのですが、愛知県では河川敷にも放置車両等がありまして、非常に苦勞しているところですが、資料2の所有者が判明した際に、処分することになった場合、所有者の方に処分費用の請求はされているのでしょうか。大半の車両は所有者が

判明しないものと思いますが、もし判明した場合は、所有者の方にレッカー費用を請求するということがありますでしょうか。

●事務局（後藤）

はい、私からお答えします。所有者が判明すれば、車は引き取っていただきますので、市では処分いたしません。所有者の住所にレッカー移動する費用も自己負担していただくという形になります。市の保管場所に移動させていただいた場合につきましては、その際のレッカー代も、基本的にはお支払いいただきます。ただ、今のところそのような事例はほぼないというのが現状です。しかし原則は、所有者が判明した場合は所有者が自己負担をしていただくという形をとっております。以上でございます。

●松本委員

ありがとうございました。参考になりました。

●葛谷会長

他にございますか。

（特になし）

よろしいでしょうか。

最後に事務局から何かございますか。

●事務局（後藤）

はい。審査会からは少し外れますが、昨年度清須市内で、自動車の盗難が前年比で増加しました。これに伴い、市としましても普段から盗難防止等の啓発を行おうと考えております。できれば事業者の方々にも、それらの啓発等にお力添えをいただけるとありがたいと思いますので、この場を借りてお願いをさせていただきます。以上です。

●葛谷会長

ありがとうございました。

それではこれにて、「平成30年度清須市放置自動車廃物判定審査会」における議事は全て終了いたしました。皆様方のご協力により、円滑な進行ができました。誠にありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

●事務局（辻）

委員の皆様方にはお忙しい中、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。これもちまして、「平成30年度清須市放置自動車廃物判定審査会」を終了いたします。お疲れ様でございました。

【閉会】

会 議 の 結 果

会議の経過に示したとおり